

スクール・カウンセラーの活用に関する研究 (1)

— スクール・カウンセラー制度の導入に対する学校長の認識に関する検討 —

文 珠 紀久野

要 旨

スクール・カウンセラー制度の導入に当たって、学校長の「スクール・カウンセラー制度やスクール・カウンセラーに対する認識」をアンケート調査で検討した。その結果、スクール・カウンセラーに対する強い期待と、懸念がみられ、多種多様な要望が提出された。今後、小・中・高校における実践を通して、スクール・カウンセラーの在り方を検討する必要性が示唆された。

キーワード：スクール・カウンセラー、不登校、臨床心理士

＜はじめに＞

文部省が1998年8月6日に1997年度の学校基本調査の概要を発表した。これによると、「学校嫌い」を理由とする長期欠席者（年間30日以上欠席者）数は、小・中学校あわせて105,000人で過去最高となり、前年比11.7%の増加である。（朝日新聞 1998）⁽¹⁾

1974年には約10,000人程度だった不登校児（病気、家庭の事情、非行、怠学等の明らかな欠席理由を持たず、連続してあるいは断続的に欠席している状態を指す。学校嫌い、学校恐怖症、登校拒否等の名称が付されてきたが、本論文では「不登校」として扱う。「不登校」状態を呈する生徒を「不登校児」と称する）は、年々増加し、それに対する対策が様々講じられてきた。文部省はヘルスカウンセリング講習会（養護教諭対象）、学校カウンセラー講習会（生徒指導、教育相談担当教員対象）など、現場教員の養成訓練に予算措置を行ってきた。（村山 1994）

特に、いじめ問題に関しては、1985年の「児童生徒の問題行動に関する検討会議緊急提言—いじめの問題の解決のためのアピール」で文部省（1985）⁽¹⁸⁾ は教員のきめ細かい生徒との関係作り

だけでなく、“相談をうける担当者として、教師の他、外部のカウンセラーの積極的な導入を図るなど…”とすでに外部の専門家の学校導入が考えられていた。そして、教育委員会に対しても学校を支援する体制の強化として、“特に、学校の相談機能の充実のため、例えば、学校カウンセラーの様な、専門家が学校へ適切な助言を行いうる方策の導入など…”と、スクール・カウンセラーを視野に入れた方策の必要性が考えられていた。

それから約10年を経、増加する一途の「不登校児」への対策として、1995年から認定臨床心理士を学校現場に派遣し、「スクール・カウンセラー」とする方針が出された。^{注1}「スクール・カウンセラー活用調査研究委託事業」（文部省 1995）⁽¹⁹⁾ として、“いじめや登校拒否等児童生徒の問題行動の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクール・カウンセラー」の小学校、中学校又は、高等学校における活用、効果等に関する実践的な調査研究について都道府県又は市町村の教育委員会に委託し、もって児童生徒の問題行動等の解決に資

する”という趣旨でスクール・カウンセラーの活用が開始され、スクール・カウンセラー制度が発足した。

現在、臨床心理士にとって「スクール・カウンセリングの目的・方法・効用・限界」に関して、実践を行う中で試行錯誤が続いている。日本臨床心理士会第2回全国大会等の研修会が実施されたり、実践報告や事例報告も次々と提示されている。

そこで、本研究では、スクール・カウンセラー制度やスクール・カウンセリングに関して、学校長の認識といった観点から調査検討を行い、スクール・カウンセリングの目的・方法・効用・限界に関する一示唆を得る事を目的として実施した。

＜スクール・カウンセラー制度の学校教育と臨床心理学における意味＞

文部省による「スクール・カウンセラー制度」の目的は、いじめ、不登校、校内暴力など児童生徒の問題行動の解決に資するために専門家を活用することである。そして、文部省(1995)⁽¹⁹⁾のいう「スクール・カウンセラー」とは、「財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係わる臨床心理士など児童生徒の臨床心理に関する高度に専門的な知識経験を有するもの」と明記している。

派遣に関しては、各県の教育委員会に委託され、原則として2年間の委託であり、週2回、1回4時間程度の非常勤である。この形式のスクール・カウンセラーを「学校配置スクール・カウンセラー」或いは「指定校スクール・カウンセラー」と称している。

また、学校側の要請に応じて随時派遣が要請されるスクール・カウンセラーを「要請訪問によるスクール・カウンセラー」と称している。

こういったスクール・カウンセラー制度は、日本の学校教育にとって画期的なことと言わざるを得ない。

学校という場に外部の専門家が入ること自体学校教育が始まって以来初めてのことである。(鶴飼・鶴飼 1997)⁽²⁾ これまで学校における教育は、教員資格を持った教員が専門的に行い、それ以外の外部の人間の関わりはほとんど閉ざされてい

た。そういった場に、外部のしかも、臨床心理学の専門家が関わることを許した点に、学校教育に対する考え方の大きな変革が伺われる。また、これまで様々に行われてきた「いじめ・登校拒否」への対策では不十分であることを公にしたという事も大きな出来事といえよう。(文部省 1998)⁽²⁰⁾

また、日本における臨床心理学の発展史からみても、“認定臨床心理士”が1985年から設定されたが、ほとんどの臨床心理士は病院等の医療機関や児童相談所等の公的機関、そして、大学内の相談室という場で、心理・精神的問題を持つクライアントのカウンセリングや心理療法に当たってきた。これまでは、問題が生じてから対応する役割を担ってきたが、スクール・カウンセラーは、問題発生後の対応だけでなく、多くの健康な児童生徒の心理・精神的成長を援助すると共に予防的役割を果たすことが期待されている点が画期的と考えられる1点である。さらに、従来はカウンセリング・ルーム(相談室)にクライアントが来談することでカウンセリングや心理療法が実施されていたが、学校という場へ臨床心理士が出向いて行く点も画期的と言わざるを得ない。

＜スクール・カウンセラー制度導入への疑義と期待＞

日本学校教育相談学会が全国小・中・高校69校、2005名の教員にスクール・カウンセラーに関する意識調査を行った結果、専任のスクール・カウンセラーの設置に対し92.4%の教員は必要性和期待を持って賛成と答えている。その賛成理由を検討すると、力量があり、教員と協力して連携を取れるスクール・カウンセラーを望んでおり、指導の困難な子どもや親への支援と学級担任へのアドバイスを含めた援助が求められている。しかし、若干ではあるが(2.6%)現在の担任、生徒指導部、養護教諭で十分可能であり、日本の現状には馴染まないという反対意見も見られる。(森川 1998)⁽¹⁷⁾

都道府県教育長協議会の第一部会がまとめた「教育相談体制に関する実態調査」からみると、教員側はスクール・カウンセラーに次のような対

応や関わりを期待している。問題行動を持つ子どもやその保護者の面接、学級担任や生徒指導担当者へのコンサルテーションと、不安解消のためのカウンセリング、関係機関との連携、学校と保護者間の摩擦の調整、校内研修や生徒への特別授業、保護者対象の講演会といったように幅の広い対応が期待されている。(森川 1998)⁽¹⁷⁾

反面、スクール・カウンセラーの配置によって学校には「教科を教える担任」「身体の不調に対応する養護教諭」「心理・精神面に対応するスクール・カウンセラー」と子どもをバラバラに分けていく図式が進み、学校の細分化と管理を促進させるという批判も存在する。(小沢 1998)⁽⁵⁾

また、「学校に住み着いていないものの言うことは、学校の教師にあまり大きな影響を与えない」という理由でスクール・カウンセラーの配置よりも養護教諭の二人制を主張する土屋 (1998)⁽¹¹⁾ もいる。

こういったことから、教育現場においてはスクール・カウンセラーに対し、期待と不安など様々な反応があると推測される。そのため、学校とスクール・カウンセラー間に様々な問題も生じるおそれが考えられる。

また、スクール・カウンセラーとして派遣される臨床心理士側にとっても、これまでと異なる役割、多様な相談に応じられるかという戸惑い等や学校現場の状況を十分に認識・理解していない事からくる不安も見受けられる。(鈴木 1997⁽⁸⁾、原田^他 1997⁽¹³⁾) その上、これまでの技術や技法を応用するだけでは不十分と考えられ、新しい技法等の開発も求められているが、現状では試行錯誤している状況である。

＜管理職のスクール・カウンセラーへの期待＞

学校現場において最高責任者である学校長は、スクール・カウンセラーを導入することに関してどのように考えているか検討することは、スクール・カウンセラー制度の今後の在り方と関連していると思われる。

大辻 (1996)⁽³⁾ は専門のスクール・カウンセラーの配置に大変な期待と関心を持って導入したと

いう。その理由としては“生徒が相談したいと思っていても担任には話しにくいなど、色々な課題が少しでも解決され、教師、生徒保護者がスクール・カウンセラーを活用したり、スクール・カウンセラーから色々な指導助言が得られるなどこれほど良いタイミングの事業はないと思われたからである”という。そして、スクール・カウンセラーの導入によって、安心感、教職員間の雰囲気の変容、生徒の見方の広がりや深まりが得られたこと、生徒の変化に気づきやすくなったこと、生徒との対話が増え、生徒理解への共通認識が教員間にできたことが大きな収穫であったという。

荻谷 (1996)⁽⁶⁾ は指導に困難をきたす生徒の増加、時間的ゆとりの欠如が見られる学校現場にあって、スクール・カウンセラーの導入は期待される事ではあっても、教員との関係形成が可能となるかという不安も述べている。しかし、スクール・カウンセラーの人柄、性格、力量等が明確になるにつれ、教員自身の変化が生じ、生徒への関わりもじっくりと聴けるようになってきたという。そのことから、常勤のスクール・カウンセラーの必要性と教員－スクール・カウンセラー間のより密接な協力体制形成が重要な事項であると結論づけている。

こういった現場からは中学校の2事例の報告だけである。そこで、小・中学校の学校長はスクール・カウンセラーやこの制度に関してどのような認識を持ち、期待や不安はどういったものかを検討することによって、教育現場の受け入れ状況を検討し、スクール・カウンセリングの目的、スクール・カウンセラーの役割や技能を明確化する事が出来るのではないかと考えた。

そこで、本研究では、学校の責任者であり、学校現場に大きな影響力を持つ学校長に調査を行った結果を基に、スクール・カウンセラーの役割、問題点を考察し、開始されて間もない「スクール・カウンセラー制度」に関する検討を行うことを目的としている。

＜目的＞

スクール・カウンセラー制度に関して学校長の

意識を検討し、スクール・カウンセリングの目的、スクール・カウンセラーの役割、問題点を明確化する。

<方法>

- ①対象：A県B地域（人口の急増化がみられる地方都市）の全学校長 30名（小学校長 22名、中学校長 8名）
- ②調査日時：1998年7月
- ③調査方法：B地域での校長会において調査を依頼し、集合法で実施した。
- ④調査項目：スクール・カウンセラーの必要度（7段階評価による評価）、「スクール・カウンセラーとその制度」に関する考えと、「スクール・カウンセラー（臨床心理士）」への要望に関しては自由記述で実施。

<結果>

調査結果の分析において、「スクール・カウンセラーの必要度」に関しては、“全く必要がない”に1点を与え、“かなり必要がない”に2点、“やや必要がない”に3点、“どちらともいえない”に4点、“やや必要である”に5点、“かなり必要である”に6点、“是非必要である”に7点を与えた。

「スクール・カウンセラーとその制度に関する考え」と、「スクール・カウンセラー（臨床心理士）への要望」に関しては、記述内容を分類・カテゴリー化した。

①スクール・カウンセラー制度に対する考え

表1に見られるように、ほとんどの学校長はスクール・カウンセラー制度に対し好意的であり、必要性を高く評価している。特に臨床心理の専門家としての知見、技術を元にした具体的な援助への希求が高く見られる。

しかし、実際に問題が見られない学校においてはその必要性が感じられないという意見も見られる。

②スクール・カウンセラーの必要度

スクール・カウンセラーの必要度を7段階での評価で行った。その結果、全体では、5.4であり、かなり必要性が高いといえる。学校別では、小学校では5.2、中学校では6.0とやや中学校においてその必要性が高くなっている。

評価値の低い学校を検討してみると、現在不登校児がいないあるいは少ないので必要性を感じないという理由が付されている。

必要度に関する自由記述の分析結果を検討すると、

1) 現在不登校児がいないという学校

特に困ってはいないので、現在は必要は無いが、今後必要性が出現するかもしれないという予測的必要性が見られる（2校）。また、現在は不登校児もいないが教職員に不登校の理解を深めるための研修は必要であり、そのためにスクール・カウンセラーを活用したいという学校も見られる（5校）。

2) 現在不登校児やその家族への対応に苦慮している学校

表1 スクール・カウンセラー制度に対する考え（複数回答）

	小学校（人）	中学校（人）	計（人）
必要な制度である	14 (63.6)	7 (87.5)	21 (70.0)
相談役、アドバイスが欲しい	9 (40.9)	2 (35.9)	11 (36.7)
援助して欲しい	3 (13.6)	2 (35.9)	5 (16.7)
専門家の考えが役に立つ	5 (22.7)	0 (0.0)	5 (16.7)
第三者としての学校に関する意見が欲しい	1 (4.5)	0 (0.0)	1 (3.3)
特に問題がないので必要を感じない	1 (4.5)	0 (0.0)	1 (3.3)

() 内は%

スクール・カウンセラー活用への希求度が高いのが特徴である（評定平均 5.9）。不登校児への対応を問わず、子どもの考えや気持、保護者の考えを捉えたい、子ども一人一人の気持ちをもっと的確にとらえたいという、「理解への希求」（3校）や不登校児自身への対応・指導方法の行き詰まり

を打開したいという「援助技法への希求」（9校）、そして、教職員自身の「不登校児理解」と「指導の在り方」へのスーパーバイズの援助（6校）を強く求めている。

その他、直接本人や親への対応を願っていたり、学校内の教育相談体制をさらに整えるための援助

表2 スクール・カウンセラーに対する学校長の要望

	小学校	中学校	計
A. 訪問回数、時間への要望			
時間的制約があり、活用しにくいので、検討して欲しい	2	1	3
回数制限があり、活用しにくいので、検討して欲しい	1	0	1
訪問回数の増加	4	0	4
B. 相談への即応性、継続性への要望			
即時対応が可能となるように	2	0	2
常駐して欲しい	0	1	1
継続的指導を受けたい	1	0	1
学校を巡回する方法を検討して欲しい	0	1	1
C. 相談内容への要望			
予防的カウンセリングを定期的にして欲しい	1	0	1
教職員間の対応をして欲しい	0	1	1
低年齢化する諸問題への対応をお願いしたい	1	0	1
若い親への指導をお願いしたい	1	0	1
障害児の入級等の指導をお願いしたい	1	0	1
D. スクール・カウンセラーの学校現場の状況理解への要望			
学校現場の認識を明確に持って欲しい	1	0	1
要請時快く引き受け来校して欲しい	0	1	1
学校や教員に遠慮しないで指導して欲しい	1	0	1
E. スクール・カウンセラーの資格・資質への要望			
心の相談員よりスクール・カウンセラーに来て欲しい	0	1	1
F. 教員・スクール・カウンセラーの相互協力への要望			
スクール・カウンセラー・教職員が一体となって取り組みたい	0	1	1
G. スクール・カウンセリングの内容紹介への要望			
制度そのものの活用方法が理解できない	2	0	2
スクール・カウンセリングの内容紹介が欲しい	1	0	1
計	19	7	26

を求めている学校もある。

1校ではあるが、現在適任者が得られ落ち着いて対応出来るようになっているとの記述も見られる。

③スクール・カウンセラーへの要望

記述された要望は、全体では26件あり、表2の通りである。「要望無し」の回答は小学校長7名、中学校長1名であった。

要望内容を検討すると、A. 訪問回数、時間への要望、B. 相談への即応性、継続性への要望、C. 相談内容への要望、D. スクール・カウンセラーの学校現場の状況理解への要望、E. スクール・カウンセラーの資格・資質への要望、F. 教員・スクール・カウンセラーの相互協力への要望、G. スクール・カウンセリングの内容紹介への要望に分類することができる。

<考察>

①スクール・カウンセラーへの強い期待感

学校長のスクール・カウンセラー制度に関しては、非常に強い期待をかけていることが推測される。

学校現場においては、いじめ・不登校だけでなく、感情のコントロールが不十分な生徒、非行等の様々な問題が山積し、教員だけの対応では不十分となっている。さらに、これまでの教員の教育経験では対応仕切れない状況も生じ、専門家の知識・技能を積極的に活用しようとしている。

しかし、現在問題が明確化していない学校では、スクール・カウンセラーの必要度は低いと考えられているようである。このことは、問題が発生すれば必要であると捉えられ、学校長の考えるスクール・カウンセラーは「学校内では対処仕切れない問題に対し、専門的立場から問題解決を行ってくれる“救い主”」と捉えられているのではないかと推測される。

このことは、スクール・カウンセラーなら問題を具体的に解決する援助をしてくれるであろうという期待感の現れともいえるが、反面、問題解決が不十分であったり、学校長の期待とは異なる状

況が出現すると、スクール・カウンセラーに対して失望感を感じるだけでなく、スクール・カウンセラー不要論も出現する可能性も示唆しているといえるのではないだろうか。この点から、スクール・カウンセラーが配置された、あるいはスクール・カウンセリングを経験した教員の考えを元にスクール・カウンセラーの評価を行っていく必要があると考えられる。

反面、要望無しと回答した校長は、「本校には不登校児がいないから」あるいは「特に困っていることがないから」との理由が付記されていた。この点から若干の考察を行うと、スクール・カウンセラーは困ったときの援助者とみられていたり、不登校児への対応をする専門家であるというような限定された役割を持ったものと見なされていると考えられる。

また、教員の生徒指導に関する資質の向上のためにもスクール・カウンセラーの援助が必要不可欠であると学校長は認識している。

それだけでなく、「教職員間の対応」を要望している学校もある。対応が困難で長期化・複雑化する児童生徒の問題に苦慮し、そのことから心身の不調を訴える教員も増加してきた。(中島 1998⁽¹²⁾、大原 1997⁽⁴⁾) こういった教員へのサポートや、心理療法、教員と生徒間、教員と保護者間の調整役や、アドバイスも必要であると認識されているのではないだろうか。

こういったことから考えると、様々な問題への対応が期待されていることが示唆される。

②スクール・カウンセラー制度に関する要望

スクール・カウンセラー制度とはどういうものであるか十分理解されていない点に関して、様々な制約や要請への煩雑なシステム、即時対応が困難な状況と併せて、今後の検討が必要な事項と考えられる。これらに関しては、学校からの要望の割に臨床心理士の人数の少なさ故に十分な対応ができかねている現状を反映しているとも考えられる。

また、スクール・カウンセラーは学校に常駐し、継続的に関わる制度であると現場では考えられ、

現在の2年間という期限や非常勤である勤務形態に不満と戸惑いが生じているようである。派遣されるスクール・カウンセラーは、常勤の仕事を既に有しており、その勤務の合間を使ってスクール・カウンセラーとして活動を行っている。そのために、学校現場の要望に対応できないことも多く、そういったことが、スクール・カウンセラー導入へのためらいをもたらしているとも考えられる。

③相談活動内容への要望

対応が必須で緊急性が高いと考えられる「いじめ」「不登校」に関する要望は見あたらない。このことは、要望として挙げる必要がない程当然の内容であると思われているのではないか。それは、スクール・カウンセラーの必要性を挙げる中に、「不登校児がいないので…」という記述に現れているように、不登校児がいれば、スクール・カウンセラーに相談として持ちかける当然の事であるという認識がそこにあるといえる。むしろ、「いじめ・不登校」以外にも学校現場に存在する様々な問題にも対応を要求していると考えられる。

その内容を検討すると、教員に対し、保護者に対し、児童生徒に対しと学校に関わるすべての人に何らかの問題解決への援助を求めていることが分かる。

特に小学校において、多様な問題が既に発生し、教師だけの対応では困難な状況が生まれてきているようである。

④スクール・カウンセラーへの要望

スクール・カウンセラーへの要望を検討すると、学校現場への批判的言動や学校状況把握の不十分さからくる、現場との軋轢が懸念されていることが伺われる。原田ら（1997）⁽¹³⁾も言うように、学校に対する批判的態度が感じられると、学校との協力関係を築いていくことが困難となったり、表面的には理解し合っているかのような態度であっても、学校批判イコール教師である自分が非難されたと受け取られ、率直な協力関係が作り

難くなったりするようである。そして、スクール・カウンセラー自身が活動し難くなり、スクール・カウンセラーの持つリソースが活用されないことにもなりかねないと考えられる。

このことから、スクール・カウンセラー自身、自分の学校観、教師観、教育観を十分点検し、学校との関係を如何に築くかを深く吟味する必要があると思われる。

学校は、専門性と資格を有する臨床心理士への期待と協力体制作りへの要望を強く持っている。その期待にこたえるためには、教師の生徒に対する関係状況を把握・理解し、教師と児童生徒と保護者の期待、動機、内的欲求に十分な感受性をもって共感的理解を進める必要があると考えられる。

⑤スクール・カウンセラーの役割

校長らが述べている「スクール・カウンセラーへの要望」を考察すると、要望の深部には、スクール・カウンセラーが学校という場でどの様な役割を果たすことを期待されているかが示唆されている。

役割の一つは、サポートと思われる。生徒の心理的サポートだけでなく、教師のサポート、ひいては学校長自身へも学校全体を視野に入れたサポートが求められていると考えられる。

次に、リエゾンの役割が期待されている。生徒と教員、保護者と教員、教員間（特に養護教諭と学級担任）、学校と他の機関とを繋ぐ役割を果たすことを期待されている。

3点目にコンサルテーション役割である。学校全体、学級全体を視野に入れ、一人の問題を持つ児童生徒に関わり、その関わりによって、学校が再生する事を期待されていると思われる。

4点目には、児童生徒への面接、保護者への直接的関わり、教師へのカウンセリングを実施することは当然の役割と位置づけられているようである。

5点目に、はっきりとした要望としては浮かび上がっていないが、不登校故に引きこもっている児童生徒宅への家庭訪問も要望されているとも

推測される。

6 点目にこれまでの臨床心理士としての経験から、教師が生徒と関わる時の様々な問題に対し、スーパーバイズの役割を果たすことも期待されていると考えられる。

これらの役割に関しては、既にスクール・カウンセラーとして活動している臨床心理士からも、従来とは異なる役割が必要であるとの報告もみられる。(鈴木 1997⁽⁸⁾、辻 1997⁽¹⁰⁾、塚越 1997⁽⁹⁾、本多 1997⁽¹⁶⁾)

今後、実践を行う中で、臨床心理士に求められているスクール・カウンセラーとしての役割を明確化していく必要があるであろう。

⑥守秘に関する問題

守秘に関する問題は、スクール・カウンセラーにとっても学校側にとっても非常に微妙な側面を有している。要望の中の「学校や教員に遠慮しないで…」「スクール・カウンセラー、教職員が一体になって取り組みたい」という表現の中に、スクール・カウンセラーが知り得た情報が共有化されるのかどうかといった懸念が隠されている。

臨床心理士の倫理綱領によると (1995)⁽¹⁵⁾、第 3 条に「臨床業務従事中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。また、事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、来談者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない」と明記されている。

この点からすると、個人のプライバシーをどの様に、どの点まで、どの範囲に限って共有するかに関しては、臨床心理士の判断にゆだねられている。従来では、面接の過程で知り得た情報は、非常に厳格に守秘が守られてきた。ところが、臨床心理士が面接室外に出かけるという“新しい”構造においては、これまでの厳格な守秘は守りにくく、更に、守ろうとすることによって逆に学校現場との連携が阻害されたり、相互の信頼感が形成され難くなると予想される。(菅 1997)⁽⁷⁾

学校側からの非常に謙虚ではあるが、お互いにその専門性を尊重した中で情報を交換し、児童生

徒の健全な成長を援助するためには、臨床心理士が知り得た情報を共有化できることを願っていると思われる。

この点に関しては、各学校での様々な取り組み状況から、厳格な守秘を取った場合の問題点、共有化を図ったときの問題点、児童生徒・保護者に与える影響に関して十分に慎重な検討が待たれる。

<今後の課題>

「スクール・カウンセラー活用調査研究委託事業」(文部省 1995)⁽¹⁹⁾として「スクール・カウンセラー制度」が導入され、「スクール・カウンセラー」に関する研究は始まったばかりである。前述したように、スクール・カウンセラー(臨床心理士)の小・中・高校における実践報告は次々提示され、「スクール・カウンセリング」の在り方が現在模索されている状況である。

本研究は一地域の学校長を対象とし、スクール・カウンセラーを受け入れる側の意識を検討するためのものであった。不登校児を多く抱えている学校、非行問題等の問題行動に苦慮している学校、生徒数の多い学校、複式学級を取っている過疎地域の学校によって、学校における責任者である学校長のスクール・カウンセラーに対する認識には違いがあることが考えられる。そこで、今後、都市部、過疎地域等様々な地域を抽出し、対象者数を広げる必要があると考えられる。

また、スクール・カウンセラーが配置され、スクール・カウンセラーと関わった経験を有する校長と、未配置、あるいはスクール・カウンセラーとの関わりの無い校長との比較検討を行い、本研究で考察してきたスクール・カウンセリングの目的、方法、スクール・カウンセラーの役割等に関して、より詳細な検討も必要と考えている。

さらに、校長だけでなく、スクール・カウンセラーと直接関わりの多い教師、保護者、生徒に対して調査を行うことも必要である。特に、校長らが懸念する「守秘」に関し、こういった現状の分析から、守秘の目的、範囲、方法についていわゆる面接室で実施されるカウンセリング(心理治療)

状況での守秘とは異なる新たな知見が得られるのではないかと考えられる。

スクール・カウンセラー制度を有効にしていくための今後の課題として、以下の点の検討も必要である。

①スクール・カウンセラーの不足への対応

現在臨床心理士は約5,000人と言われている。全国的に見ると東京都の様に多くの臨床心理士を抱えているところも見られるが、少人数の臨床心理士によってスクール・カウンセラーを引き受けている県も多い。

臨床心理士の急増が期待されない今、まず、現状の分析から、今後、少人数のスクール・カウンセラーによるスクール・カウンセリングの問題点を明確化し、少人数で可能なスクール・カウンセリングの在り方を探索、研究していく必要があると考えられる。

②スクール・カウンセラーの資質の向上のための研修

1. 臨床心理士の資質向上の必要性

臨床心理士の守備範囲は、相談室にやってくる来談者の心理・精神的問題に概ね1対1での心理療法を行うことが主である。ところがみてきたようにスクール・カウンセラーの役割とその仕事内容は、これまでの方法だけでは不十分である。そのためにも新しい技法の開発と習得を行うことが必要と考えられる。そして、学校現場での多様な問題と関わるためにも幅広い知識だけでなく、これまで以上に“常識”といわれている事柄への深い探求や生徒の関心事への興味を持つことも重要であると思われる。特に、非行問題に関する知識と対応に関する研修も必須である。さらに、他の関連機関の業務内容の熟知、学校組織・教員の仕事内容の理解といった幅広い研修も必要となってくる。

また、従来の「待ち」の役割だけでなく、「積極的に働きかける」役割の習得も必要となってくる。つまり、臨床心理士自身の新たな自己開発を行うことによって、スクール・カウンセラーとしての幅広く、かつ、相互連携の中でのコンサルテ

ーション的役割を果たしていくことも可能になると考えられる。

2. 臨床心理士外のスクール・カウンセラーの資質向上の必要性

認定臨床心理士の資格取得には、ある一定の制限と基準が設けられ、資格取得後においても様々な研修への参加義務が課され、それによって、「心の専門家」としての力量と、資質の向上が図られるようになっている。(臨床心理士教育・研修規定 1997)⁽¹⁵⁾

ところが、臨床心理士外のスクール・カウンセラーも配置されている現在、スクール・カウンセラーとしての資質水準を保つためには、スーパーバイズ・システムを確立することと、研修の機会を設けることが必須であると考えられる。

こういったことに関して、各県臨床心理士会の研修状況を調査検討し、資質水準維持・向上に関する有効なシステムと研修の在り方を考案することも今後重要となってくる。

③スクール・カウンセラー外の相談員との関連

埼玉県においては、「いじめ登校拒否問題対策」として、「さわやか相談員」「ボランティア相談員」⁽¹⁴⁾「学校カウンセラー」「民生委員」「児童委員」「スクール・カウンセラー」が配置され、それ以外に「心の教育相談室（元適応指導教室）」を開設し、「登校拒否対策推進校」を設置している。

ここでの相談活動に関わる人は、スクール・カウンセラーを除いては、非専門家であり、何時でも気軽に相談できる形態をとっており、教師の補完をするものであると規定されている。

他県においてもほぼ同様の対策が取られ、臨床心理士が中心となっているスクール・カウンセラーと非専門家の相談員の二本立てとなっている。

こういった状況に置いて、学校現場に様々な名称の“相談員”が入り込むこととなるが、利用者である生徒にとってその区別に困難を生じさせるのではないかと懸念がある。また、それぞれの立場からの対応がなされることによって、混乱が生じるおそれもあると考えられる。

さらに、いじめ、不登校という非常に微妙で多

大で広範な配慮が求められる状況に対し、非専門家の“善意あるアドバイス”が逆に問題を拡大させる恐れも懸念される。

こういったことから考えると、臨床心理士をスーパーバイザーとして活用し、非専門家の相談員の研修の機会を作ることが必要ではないかと考える。

また、教師の補完的立場を取ることによって、相談員の独立性、自律性が阻害される問題も考えられる。むしろ、荻谷 (1996)⁶⁾ が述べるように、教科教育を専門に担当する教員と相互協力関係を形成することによって、教師の心理的負担を軽減し、より生徒と安心・安定した関係を創れるのではないかと思われる。

④実際に不登校である子どもやその家族にとってスクール・カウンセラーやその制度はどのように受け取られているかが不明である。不登校に関する専門の雑誌（こみゅんと 1991-1998年）や新聞（1998年5月1日創刊号より1998年10月15日12号）を検討した結果、スクール・カウンセラーに関する記事は見あたらなかった。

学校において、スクール・カウンセラーは不登校児やその家族と実際に出会い、カウンセリングを行っている。そういったことに対する反応をフィードバックされることによって、さらにスクール・カウンセラー制度が充実していくものと考えられる故に、今後、そういった点からの検討が望まれる。

<参考文献>

1. 朝日新聞 1998 8月7日号
2. 鶴飼美昭・鶴飼圭子 1997 学校と臨床心理士—心育での教育をささえる ミネルヴァ書房
3. 大辻芳彦 1996 すばらしい「出会い」 こころの科学増刊、165—167
4. 大原健士郎 1997 「職員室」の心の病 講談社
5. 小沢牧子 1998 資格化の流れを問う—学校の失敗から学ぼう 不登校新聞 3号、2
6. 荻谷順子 1996 子どもたちとの自然なかかわり 心の科学増刊 168—171
7. 菅弘康 1997 教師の視野を広げる第三者の目—山梨県士会スクール・カウンセラー公開座談会を開催—日本臨床心理士会報 第13号、12頁
8. 鈴木誠 1997 公立学校への臨床心理学的援助の導入をめぐる—異星人としての配慮と心理療法の原則—心理臨床 10巻、4号、219—225
9. 塚越克也 1997 地域援助におけるスクール・カウンセラーの役割 心理臨床 10巻、4号、237—241
10. 辻恵子 1997 スクール・カウンセラーからみた学校風景 心理臨床 10巻、4号、227—231
11. 土屋守 1998 「心の教育」にどうかかわっていくか 学校保健のひろば 9、28—37
12. 中島一憲 1998 教師のメンタルヘルス 児童心理 693、97—101
13. 原田正文、府川満晴、林秀子 1997 スクール・カウンセリング再考—コーディネーター型教育相談の実例— 朱鷺書房
14. 不登校新聞社 1998 「心の教育」は一埼玉さわやか相談制度— 不登校新聞 8号、2
15. 平成7年度版臨床心理士関係例規集 1997
16. 本多利子 1997 高校のスクール・カウンセラーを経験して—「学校」に学びながら「学校」に吹く小さな風となって— 10巻、4号、243—249
17. 森川澄男 1998 スクール・カウンセラーへの教師の期待 岡堂哲雄編 スクール・カウンセリング—学校心理臨床の実例 新曜社 155—169
18. 文部省 1985 児童生徒の問題行動に関する検討会議 緊急提言—いじめの問題の解決のためのアピール— こみゅんと 27、19—25
19. 文部省 1995 スクール・カウンセラー活用調査研究 委託実施要項
20. 文部省 1998 「児童と生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」報告 不登校新聞 2号、6
21. 文部省 1998 「児童と生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」報告 不登校新聞 4号、6

A Study of the Usability on the School Counselor (1)

— A Study of the Principal's Understanding on
what a System is Introduced into the School —

MONJU Kikuno

Key words : school counselor, non-attendance at school, certified clinical psychologist